

2021年12月〇日

## 「第3期スポーツ基本計画」パブリックコメント（案）

政策検討・諮問委員会 委員長 水上博司  
政策課題化検討分科会 座長 高橋義雄

一般社団法人日本体育・スポーツ・健康学会は、令和3年4月、体育・スポーツ・健康科学の学術的統合と社会還元を目指すために定款の目的を変更し「体育学／スポーツ・健康科学の進歩普及を図るとともに、体育・スポーツ・健康に関わる諸活動を通じた個人の幸福と公平かつ公正な共生社会の実現に寄与することを目的とする」（定款第3条）とした学会の社会的使命を宣言いたしました。本学会の学術的成果を第3期スポーツ基本計画の立案・実行・評価過程における科学的エビデンスとして積極的に活用していくことは、本学会の重要な社会的使命の一つです。第3期スポーツ基本計画の立案・実行・評価過程においては、本学会をはじめとした体育・スポーツ・健康に係る学术界との組織的な連携をご検討ください。

## 1. 全体的な意見

第3期基本計画は、スポーツ基本法に則り、スポーツ権を人権として認め、スポーツによって健康で幸福度の高い豊かなスポーツ生活を得るための政策方針であることが国民に強く表示されることが望ましいと考えられます。そのためには、スポーツの文化としての価値は、スポーツ自体の価値とスポーツによる社会に対する貢献を捉える必要があります。そこで、価値を最大化させるための「スポーツ」の定義は、身体の鍛錬や競争的なスポーツといった競技の要素から、誰もがスポーツの楽しさを求めるといった遊戯の要素を強調することが必要です。

前回の基本計画では、設定された項目が100を超え、今回も今後10年の基本計画であることから多くの項目が設定されていました。国民にもわかりやすい計画にするには、項目ごとの優先度や時間経過的な視点での項目の位置づけを、ライフステージで分類して明らかにすること、さらに本基本計画の進捗を項目ごとに評価することが必要です。他方、スポーツ推進に関わる施策は、スポーツ庁の範囲を超えて他省庁にわたることから、基本計画ではそれらを体系的に触れるいっぽうで、項目をまとめることでスリム化し、地方自治体や民間スポーツ組織が各々の実態に即した計画を立案できる内容を求めます。

## 2. 具体的な記述内容についての意見

第3期基本計画での記述内容で検討してほしい項目は、優先順に①～⑦があります。

① スポーツを文化的な視点からとらえ、スポーツ実施率、競技スポーツ、健康スポーツ等のスポーツ自体の推進と、スポーツによる社会への貢献についてバランスよく基本計画で

触れること。

- ② 運動・スポーツが好きではない人にも寄り添った表現とすること。
- ③ 今後、積極的になることが予想されるアスリート個人による自発的な活動への支援が推進できる表現とすること。
- ④ 従来のスポーツ関係団体からは得ることのできない情報、例えば、共生社会やダイバーシティについて、ジェンダー平等はもとより、異文化・多文化、LGBTQ、経済的格差等にもとづき人々が抱える困難に対する理解・共生について、具体的なスポーツに見られる格差を意識した記述とすること。
- ⑤ SDG's の目標と基本計画の各項目の対応を明らかにすること。
- ⑥ 老朽化し、減少を続ける体育・スポーツ施設に関する体系的な基準づくり。
- ⑦ スポーツは Society 5.0 を踏まえた、デジタルトランスフォーメーションやまちづくり、リハビリテーション医学のような新分野との連携による価値向上が見込まれるため、こうした今後 10 年のイノベーションを見据え、新しい視点を具体的に盛り込むこと。
- ⑧ 活動（事業）とその目標を明確にし、検証結果を反映し EBPM を促進するための一覧表形式によって全体像を把握できるようにするなどの工夫を行うこと。

### 3. 計画の評価について

#### 3. 1 評価の在り方

**基本計画で記述されるべき評価の在り方は、以下の通りです。**

- ① EBPM を推進するためには、はじめに前回の基本計画の達成度を「する」のみならず「みる」「ささえる」、それぞれの観点から評価し、ネガティブな結果を含めて公開すること。
- ② 評価を継続するためには、基本計画の進捗をモニタリングする仕組みの整備をすること。
- ③ 地方自治体や民間スポーツ組織の競技者育成や指導者育成等に関する計画や基本指針の立案と評価では、科学的な知見を活用して策定・評価すること。
- ④ ③の評価では、科学的な手法で実施することが可能な学術団体への調査・研究の委託が望ましいため、学術団体との連携についても基本計画に記載すること。

#### 3. 2 評価に必要な調査事業

ダイバーシティを重視し、多様な人々におけるスポーツに見られる格差を意識した基本計画であれば、新規事業として 300 万人弱を数える在留外国人や経済的に恵まれない人々のスポーツ活動の実態調査を行い、格差是正にむけた新規事業の予算措置について基本計画に記載することが望ましいと考えます。

#### 3. 3 調査データの活用

調査データは、スポーツ実施率に代表される数量的なデータとともに、質的なデータからも重要な示唆が得られることから、質的なデータについても積極的に活用すべきです。また、政府の調査事業で得られたデータの 2 次分析からも重要な示唆が得られると考えられるた

め、分析手法と結果の考察に必要な知見を蓄積してきた学術界の協力を得ることです。

#### 4. 学術界との連携について

##### 4. 1 学術界との連携による可能性

欧州においては、政府や自治体のスポーツ政策部局と学術界が連携して政策立案する事例がみられ、我が国においてもスポーツ政策部局、スポーツ関連立法に関わる議員らと学術界の交流する場を設けることを基本計画に記載すべきです。本基本計画では、体育・スポーツを研究する学術団体が政府からの調査・研究事業を受託することが可能になるような体制づくりと学術団体の積極的な政策参画の実現を目指す方針を打ち出すことを期待します。たとえば体育・スポーツ・健康科学分野の知見の活用のためには、医療政策を担う医系技官が存在するように、スポーツ・健康科学系技官を新たに置くことを提案します。

##### 4. 2 学術界との連携によって得られるエビデンス

学術界は、学校の教育現場とも強い関係をもっています。今回の基本計画で示される学校体育や部活動に関する方向性への変化と一緒に取り組むことで学校現場に有益な知見が得られます。そこで、学校体育・運動部活動に関する記述内容には、学術界との連携を記載することを望みます。特に、日本体育・スポーツ・健康学会との連携は、スポーツ実施率が伸び悩む傾向のある障がい者のスポーツ医・科学分野についても有効な調査活動が可能です。

##### 4. 3 日本体育・スポーツ・健康学会からの提案

現在の当学会において緊急的に必要と考える調査・研究内容は、①から⑦の優先順位であれば以下ようになります。

- ① 「実施率」の定義、「実施率」の捉え方に関する実態調査
- ② 運動部活動の地域移行の実態調査
- ③ する、みる、ささえるスポーツの考え方と、実態調査
- ④ 地方行政から見たスポーツ基本計画について、その捉え方に関する実態調査
- ⑤ 住民から見たスポーツ基本計画について、その捉え方の実態調査
- ⑥ 公的なスポーツ施設の全国調査
- ⑦ 障がい者スポーツの参画と総合型クラブや学校の貢献可能性に関する調査

以上